

任意継続・特例退職被保険者への加入を検討される方へ

任継・特退の「健康保険資格取得手続き」の前に
ご確認ください



このようなケースが散見されます！

国民健康保険との保険料・制度内容の比較・検討が不十分であったため、申し込み後に取消をされる方がいらっしゃいます。

日本生命健康保険組合オフィシャルホームページで、保険料や給付内容等、異なる点を事前に確認の上で加入手続き書類をご提出ください。

「任意継続 被保険者制度」

「確認シート」に任継・国保比較確認を含む手続きの流れを記載しています。

日本生命健康保険組合HP > こんなとき > ライフシーン編 > 任意継続被保険者になるとき >

「確認シート」はこちら

URL:<https://nissay-kenpo.or.jp/consultation/continuation.php>



「特例退職 被保険者制度」

「特例退職被保険者制度ご加入の手引き」に制度や加入手続きについての詳細を記載しています。

日本生命健康保険組合HP > こんなとき > ライフシーン編 > 特例退職被保険者になるとき >

「特例退職被保険者制度ご加入の手引き」はこちら

URL:https://nissay-kenpo.or.jp/consultation/special_retirement_system.php



《よくある質問》

	質問		回答
1	「保険料納付書」は、いつ頃届きますか。	任継 特退 共通	被保険者資格取得日以降に順次登録住所へ郵送します。 保険料は、納付書に記載の納付期限までにお振込みください。
2	マイナ保険証の保険者名反映前や「資格確認書」を受け取る前に医療機関を受診したいが、どうすれば良いですか。		一旦全額自己負担の後、「【任継・特退】療養費支給申請書」(日本生命健康保険組合オフィシャルHP>申請書ダウンロード>給付に関する申請書>分類No51から出力、または、コンビニのネットプリントサービスで印刷)にて日本生命健保組合にご請求下さい。
3	保険料の納付方法はどのように選択すれば良いですか。		「任意継続被保険者資格取得届兼被扶養者異動(認定)届」(日本生命健康保険組合オフィシャルHP>申請書ダウンロード>適用に関する申請書>分類No10から出力)の「保険料納付方法」欄で希望する納付方法に「○印」をつけてください。 「特例退職被保険者資格取得届兼被扶養者異動(認定)届」(日本生命健康保険組合オフィシャルHP>申請書ダウンロード>適用に関する申請書>分類No11から出力)の「払込方法」欄の半年払か年払にレ点チェックしてください。 上記対応をいただくことで、半年払(半期)・年払(通期)の「前納申込書」の提出は不要です。
4	資格取得日が月途中の場合、保険料は日割り計算ですか。		健康保険料は日割計算ではありません。月末に在籍している健康保険にその月の保険料を納めます。 例) 3月25日退職→3月31日に在籍している健康保険が ⇒任継の場合:任継の3月分保険料 ⇒特退の場合:特退の3月分保険料 ⇒国保の場合:国保の3月分保険料
5	《マイナ保険証ありの場合》 「マイナ保険証」はいつ頃から使用できますか。		被保険者資格取得日(「(任継・特退)資格取得届」が取得日以降に届いた場合は書類受付日)から約10日程でマイナ保険証が利用可能となります。
6	「マイナ保険証」を持っているが、「資格確認書」を発行する必要がある場合(マイナ保険証を紛失や更新中、介助が必要などの要配慮者)、どのように申請すれば良いですか。		「(任継・特退)資格取得届」や「【任継・特退】被扶養者異動(認定)届」の“資格確認書発行要否欄”の“発行が必要”にレ点チェックし、かつ、「資格確認書交付申請書」を「(任継・特退)資格取得届」や「【任継・特退】被扶養者異動(認定)届」にセットして同時にご提出ください。
7	《マイナ保険証なしの場合》 「資格確認書」はいつ頃届きますか。	任継	被保険者資格取得日以降 、速やかに作成し、特定記録郵便で登録住所へ送付します。
		特退	当組合に初回保険料入金確認後 、速やかに作成し、特定記録郵便で登録住所へ送付します。